広島県水道広域連合企業団の土木工事に係る検査等の基本方針について

技術管理課長

１　専門職員による工事検査の実施

検査の透明性を確保し、工事の評価をより公平・客観的に行うため、請負代金額５百万円以上の工事は、原則として本部の検査担当参事（広島水道事務所が執行する請負代金額５百万円以上３千万円未満の工事は広島水道事務所技術次長）による工事検査を実施する。

○　請負代金額３千万円以上の工事の完成検査及び中間検査は、本部検査担当参事が実施する。

○　請負代金額２千万円以上３千万円未満の工事の完成検査及び中間検査は、本部検査担当参事（広島水道事務所が執行する工事は広島水道事務所技術次長）が実施する。

○　請負代金額５百万円以上２千万円未満の工事の完成検査は、本部検査担当参事（広島水道事務所が執行する工事は広島水道事務所技術次長）が実施する。

○　請負代金額５百万円未満の工事の完成検査は、次のとおり実施する。

区分	請負代金額 250 万円以上 500 万円未満	請負代金額 250 万円未満
工務課	本部検査担当参事	
事務所	事務所当該工事担当外の課長又は課長相当職 （課を置かない事務所は係長又は係長相当職）	事務所当該工事担当外の係長又は相当職

○　工事内容等から必要と判断された場合は、請負代金額にかかわらず本部検査担当課の参事が検査を行うこととする。

２ 適正な施工体制の確認

○　監理（主任）技術者の専任及び施工体制等の違反に対し、措置請求がなされている間は、中間及び完成検査は実施しないこととする。

○ 検査を実施中に、監理（主任）技術者の専任及び施工体制等の違反が確認された場合には、直ちに検査を中止するとともに、施工業者に対して改善の為の措置請求を行うこととする。

３ 検査の透明性の向上

○　公共工事の透明性と信頼性を確保することを目的に、検査及び成績評定に関する要領、工事成績評定点の公表※）を行うこととする。

※）公表の内容

請負代金額 500 万円以上の土木工事を対象として、各工事の工事成績評価点、平均値、最大値及び最低値等を閲覧により公表する。

○　工事成績評定についての問合せ等に対しては、適宜、広島県水道広域連合企業団工事成績評定審査会に諮り適切な対応を行うこととする。